

改

正

案

現

行

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 単独型短期入所生活介護費又は単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の数が次のとおりであること。

(2) (略)

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービスの事業に関する人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス基準」という。）第一百四十条の二に規定するユニットをいう。以下口において同じ。）ごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が一以上であること。

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定するユニットをいう。以下口において同じ。）ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

(2) (略)

二 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。

(2) (略)

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。

(2) (略)

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定するユニットをいう。以下口において同じ。）ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護を行ふ職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行ふ職員の勤務条件に関する基準

養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養
介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (二) (略)

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき

指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する

基準

(3) イ(2)の規定を準用する。

(2) (略)

三 指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）第九十条に規定する介護従業者をいう。）の数が一以上であること。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第十八項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が三以上である場合にあっては、二の共同生活住居ごとに一以上であること。

四 指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスを行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定低域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき

第一号ロ(2)の規定を準用する。

き指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービスを行なう職員の勤務条件に関する基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定低域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービスを行なう職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地城密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

三 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(2) 単独型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号イ(i)の規定を準用する。

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(3) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号イ(ii)の規定を準用する。

(1) 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 併設型ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(1)の規定を準用する。

(1) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 併設型ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(2)の規定を準用する。

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号口(2)の規定を準用する。

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号口(2)の規定を準用する。

十 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第三号の規定を準用する。